

農事組合法人 あさひ 就業規則

第1条 この就業規則は、農事組合法人 あさひ の従業員の就業および労働条件について定めたものです。

第2条 この規則に定めのないものについては、労働基準法その他の法令の定めによります。

第3条 この規則の従業員とは、この組合の構成員及び家族の者を言います。

第4条 雇用契約期間は、期間の定めのないものとし、雇用時に労働契約書を取り交わすものとする。

第5条 所定就業時間は、次の通りです。

始業 午前 8 時

終業 午後 5 時

休憩時間は正午より1時間、午前 10 時、午後 3 時よりそれぞれ 15 分間とし、従業員は、この時間を自由に利用することができます。

第6条 業務の都合により必要あるときは、所定就業時間を超えて、勤務させることがある。

第7条 賃金は、日給とし 1 日 10,000 円とする。計算期間は、水稻に係る期間とし、出荷終了後に支給します。

第8条 従業員は、安全衛生に関し、組合の定めた規定に従い危害の予防及び保健衛生の向上に務めるとともに、組合の行う安全衛生に関する措置には進んで協力しなければなりません。

第9条 業務上負傷し、または疾病にかかった場合の災害補償は、すべて労働者災害補償保険法の定めるところによります。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 4 日より実施します。